地方公共団体が実施する外来生物対策への支援（特定外来生物防除等対策事業）

環境省

【令和８年度予備費使用額　2,704百万円】

地方公共団体が取り組むクビアカツヤカミキリの防除等を支援します。

1. 事業目的

「クビアカツヤカミキリ防除戦略」に沿って地方公共団体が取り組むクビアカツヤカミキリの防除や、クビアカツヤカミキリ地域防除戦略策定に向けた調査・検討等を支援し、クビアカツヤカミキリの分布拡大の抑制や生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

2. 事業内容

令和４年５月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、令和５年４月に施行された。これにより、都道府県は、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることが、市町村はそれに努めることが責務となった。加えて、同法に基づき、国は地方公共団体における施策の支援に必要な措置を講ずることが責務となった。また、令和８年9月に対策本部において、「クビアカツヤカミキリ防除戦略」を決定した。

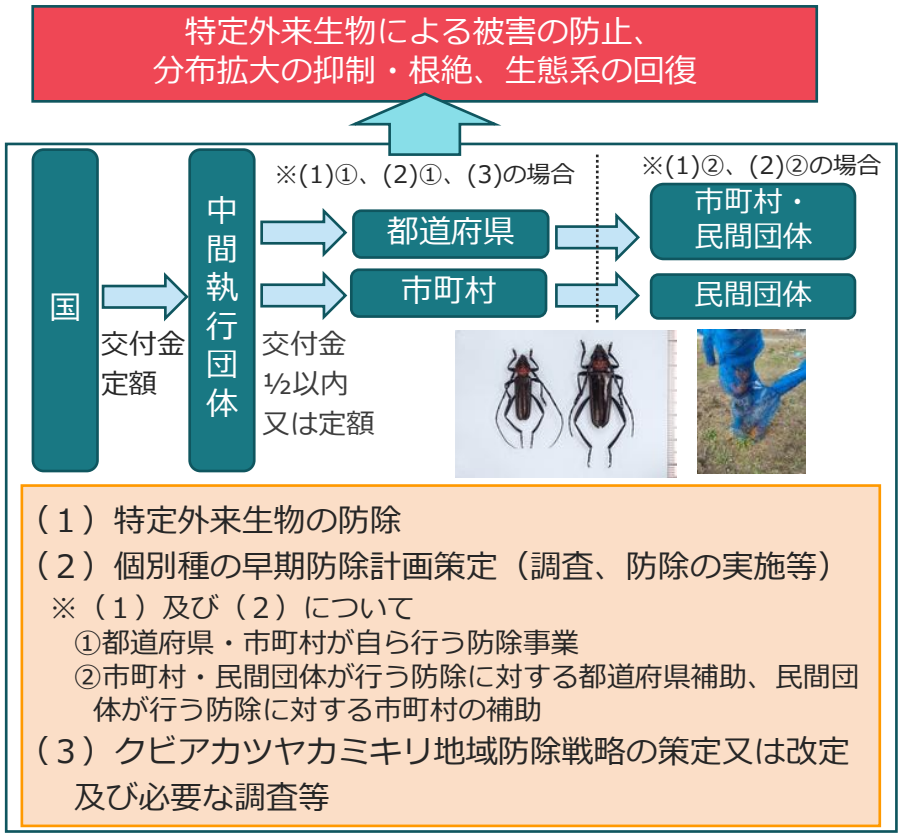
これらを踏まえ、クビアカツヤカミキリによる生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

（１）特定外来生物防除事業（交付率1/2以内）
（２）特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、250万円）
（３）クビアカツヤカミキリ地域防除戦略策定等事業（定額、500万円）
※ いずれも、クビアカツヤカミキリに係る事業に限る。
※（２）、（３）について、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金（交付率は1/2以内又は定額）
■交付対象　地方公共団体（中間執行団体を経由）
■実施期間　令和５年度～

4. 事業イメージ



（１）特定外来生物の防除
（２）個別種の早期防除計画策定（調査、防除の実施等）
※（１）及び（２）について
①都道府県・市町村が自ら行う防除事業
②市町村・民間団体が行う防除に対する都道府県補助、民間団体が行う防除に対する市町村の補助
（３）クビアカツヤカミキリ地域防除戦略の策定又は改定及び必要な調査等

お問合せ先：　環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室　　電話：03-5521-8344